

ショートステイ 『藍の杜』 利用料

1、サービスの利用料金

R3. 8改正

基本料金（1日あたり）※負担割合1割の場合 ※単位数単価=10.17

	介護保険が適用となる料金						
	多床室 利用者負担	機能 訓練加算	看護体制 加算（Ⅰ）（Ⅱ）	サービス提供 体制加算（Ⅲ）	送迎 加算（片道）	処遇改善 加算（Ⅰ）	特定処遇改善 加算（Ⅱ）
要支援 1	474単位	12 単位	4 単位 8 単位 ※要支援1・2 は加算され ません	6 単位	184 単位 ※送迎を行 う場合	× 8.3% ※合計単位数に 10.6%乗算する	× 2.3%
要支援 2	589単位						
要介護 1	638単位						
要介護 2	707単位						
要介護 3	778単位						
要介護 4	847単位						
要介護 5	916単位						

- 上記以外の加算項目が発生した場合は、厚生労働大臣が定める基準により算定します。
- 令和3年9月末までの期間、基本報酬に0.1%上乘せとなります。

	介護保険が適用されない料金	
	滞在費 多床室	食費 (食事提供分のご請求です)
要支援 1 ~ 要介護 5	840 円	1,500 円 (1日) 朝食480円 昼食520円 夕食500円

2、所得に応じた滞在費・食費の負担限度額

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、サービス利用の滞在費・食費の負担が軽減されます。

対象者	利用者 負担段階	滞在費 多床室	食費 1日
生活保護受給者など	第1段階	0 円	300 円
世帯全員が市町村民税非課税で預貯金が一定額以下	年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	370 円	600 円
	年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円未満の方	370 円	1,000 円
	年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	370 円	1,300 円
上記以外の方	第4段階	840 円	1,500 円

3、介護保険負担割合証

H29. 4月より一定以上所得者の負担割合が見直されました。介護保険認定者全員に負担割合証が交付されますので、介護保険が適応となる料金につきましては、記載の負担額を請求いたします。

4、その他以下の代金については実費となります

理美容費、特別な食事、日常生活において通常必要となるもの等。詳しくは、担当の生活相談員にお尋ね下さい。